

広島県告示第四十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

平成二十三年一月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
一九	<p>東広島市黒瀬町津江字鷹之巢一〇五二番一の一部、一〇五二番二の一部、一〇五二番三、一〇五三番の一部、一〇五五番一、一〇五五番二の一部、一〇五六番、一〇五七番一、一〇五七番二、一〇五八番、一〇五九番一、一〇五九番二、一〇六〇番二、一〇六一番一の一部、一〇六一番二の一部、一〇六二番二の一部、一〇六四番二の一部、一〇七八番二、一〇七八番三、一〇七八番四、一〇七八番五、一〇七九番七の一部、一〇七九番八の一部、一〇七九番一、一〇八一番二の一部、一〇八一番二五の一部、四六九四番の一部、四六九五番一の一部、四六九五番二の一部、四七〇三番、四七〇四番一の一部、四七〇五番、四七〇六番、四七〇七番、四七〇九番、四七一一番一、四七一一番二、四七一三番、四七一三番一、四七一三番二、四七一三番三、四七一三番四、四七一八番一、四七一八番二、四七一八番三、四七二〇番、四七二二番、四七二三番二、四七二三番四の一部、四七二四番三、東広島市黒瀬町津江字深谷一〇八二番一の一部、一〇八二番二、一〇八二番三、一〇八二番四、一〇八三番一、一〇八三番二、一〇八三番三、一〇八三番四、一〇八四番、一〇八五番一、一〇八六番二、一〇八六番三、一〇八六番四、一〇八六番五、一〇八六番六、一〇八六番七、一〇八六番九、一〇八六番一〇、一〇八六番一一、一〇八六番一二、一〇八七番一、一〇八七番二、一〇八七番三、一〇八七番四の一部、一〇八七番五、甲一〇八八番の一部、一〇九二番一、一〇九二番二、一〇九二番三、一〇九二番四の一部、一〇九三番一の一部、一〇九四番一の一部、一〇九四番二、一一〇三番五、一一〇三番八の一部、一一〇三番九の一部、一一〇三番一一の一部、一一〇三番一二の一部、一一〇五番一の一部、一一〇六番二の一部、一一〇六番三の一部、四六七八番一、四六七八番二、四六七八番三の一部、四六七八番四の一部、四六七九番二の一部、東広島市黒瀬町兼広字南丸子山五一〇番六の一部、五一〇番七の一部、五一〇番八の一部、五一一番五の一部、五一一番六、五一二番の一部、東広島市黒瀬町兼広字鷹之巢八八四番九の一部、八八四番一三の一部、八八四番一五の一部、八八四番一六の一部、八八五番一八の一部、八八五番三六の一部</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第三号イ</p>